

2つの給付金のお知らせ

臨時福祉給付金
子育て世帯臨時特例給付金

問・合・あ・せ

臨時福祉給付金について

社会福祉課厚生班 ☎(93) 4192

子育て世帯臨時特例給付金について

子育て支援課児童家庭班 ☎(93) 4497

子育て世帯臨時特例給付金

■対象

平成26年4月に行われた消費税率引上げに伴い、所得の低い人への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」が支給されます。また、子育て世帯への影響を緩和する観点から、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

臨時福祉給付金

■対象

平成27年1月1日において、富里市に住民票があり、平成27年度の市県民税が課税されていない人

※市県民税が課税されている人の扶養や生活保護制度の被保護者になっている場合などは除きます。

■支給額

1人6,000円

※今回の臨時福祉給付金は、昨年度とは異なり、加算措置はありません。

市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市や警察署（または警察相談専用電話（#9110））に連絡してください。

病児・病後児保育を「存知ですか？」

病児保育室「ピピ」は、子どもが発熱などの急な病気ににかつてしまい、保護者の仕事の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などで子どものそばにいないことが難しい場合に利用できます。

■施設

病児保育室「ピピ」
富里市七条653-73
（医療法人社団知己会
龍岡クリニック内）

■日時

○月・水、金曜日
午前8時30分～午後6時
○木曜日
午前8時30分～正午
※祝日、年末年始を除く

■利用できる園児・児童

市内に住所を有する、または市内の保育園、幼稚園、小学校に在籍している生後6か月～小学校3年生までの園児・児童

■費用

▼市内居住者
○1日 2,000円
○5時間未満 1,000円
▼市外居住者
○1日 3,000円
○5時間未満 1,500円

■生活保護世帯、ひとり親で

市県民税非課税世帯は、無料となります。該当する人は、利用登録申請の際に、減免申請書を提出してください。

■持ち物

昼食（※）、飲み物、着替え一式、おむつなど
※昼食を申し込む場合は、別途料金がかかります。

■申込方法

①事前に利用登録が必要です。詳しくは子育て支援課幼保連携推進班に問い合わせください。

②利用前日に「ピピ」に次のいずれかの方法で予約

○パソコン

HP <http://tatsuka-cl.com/yoyaku/>

○携帯電話

HP <http://tatsuka-cl.com/yoyaku/mob/>

○電話（ピピ）

☎(37) 5115

■その他

次のいずれかに該当する場合、利用を制限、または中止します。

○症状変化等により、実施施設での対応が著しく困難なとき

○実施施設の職員の指示に従わないとき

○定員を超え、病児・病後児保育の実施体制の維持が困難であるとき

○右記に掲げるもののほか、病児・病後児保育事業の利用を不適当と認めたとき

問・登録先

子育て支援課幼保連携推進班
☎(93) 4497

パブリックコメント募集
「災害時要援護者
避難支援プラン
（全体計画）」

「災害対策基本法」の改正や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたことなどから、改定を進めています。

今回、改定案を作成しましたので、公表し、意見を募集します。

■閲覧期間

8月20日（木）まで
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日を除く）

■閲覧場所

○市民活動推進課窓口
○日吉台出張所窓口
○日吉台出張所窓口
○市ホームページ

■意見書の提出

8月20日（木）までに意見書（様式自由）に住所、氏名を記入し、次のいずれかの方法で提出

○市民活動推進課窓口
○日吉台出張所窓口
○FAX
○電子メール

■その他

提出された意見を考慮し、最終的な意思決定を行います。提出された意見と、これに対する市の考え方を公表します。提出された意見を考慮し、案を修正したときも、内容と理由を公表します。

問・提出先

市民活動推進課市民安全班
☎(93) 1114
FAX(93) 9954
shiminkatsudou@city.tomisato.lg.jp
〒2680-0606（住所不要）

健康・介護無料電話相談サービス

いきいきテレフォン

フリーダイヤル



0120-963-112

市内の高齢者の健康をサポートするため、24時間365日相談可能な無料の電話相談サービスを行っています。匿名でも相談できます。

■相談内容

○持病や気になる症状、ホームケアに関すること（医療相談）
○健康や食事に関すること（栄養相談）
○介護に役立つ情報提供（介護相談） など

■相談員

○正看護師 ○管理栄養士
○介護支援専門員（ケアマネジャー）

■その他

右のカードを市役所高齢者福祉課と日吉台出張所で配布しています。また、5月に区・自治会を通じて配付しています。ご活用ください。



問 高齢者福祉課地域包括支援センター ☎(93) 4981

「家庭で育て、学校で伸ばし、社会で磨く教育」の推進のため

『とみの国』検定を実施しています

問 学校教育課指導班 ☎(93) 7659

市内小学校2年生～中学校1年生を対象として、『とみの国』検定を年3回実施しています。

この検定は、小学校で学習した内容（漢字・計算）を繰り返し学習し、学習の習慣化と基礎学力の到達点を設けることで、児童・生徒の達成感の獲得をねらいとして実施しています。また、個々の基礎学力をとらえ、個別に支援を必要とする児童・生徒を把握し、指導改善を図っています。

児童・生徒、保護者の皆さんへ

2学期には平成27年度第2回の検定が実施されます。合格に向けて、この夏休み中にしっかり学習しましょう。家庭でも応援をお願いします。なお、検定日と再受検日については、学校を通じて配付してあります。

